

2020年2月13日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第58号

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る
税効果会計の適用に関する取扱い（案）」の公表

コメントの募集

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」）（以下「改正法人税法」という。）案が第201回通常国会に提出されています。改正法人税法が成立した場合、グループ通算制度の適用対象となる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）において、グループ通算制度の適用を前提として繰延税金資産の回収可能性の判断を行う必要がありますが、当該判断を行うことについて、実務上対応が困難であるとの意見が聞かれたことから、当委員会では、必要と考えられる取扱いを検討してまいりました。

今般、2020年2月12日開催の第425回企業会計基準委員会において、標記の「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2020年3月9日（月）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：renketsunouzei2020@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願い申し上げます。

本公開草案は、改正法人税法が成立した後に実務対応報告を公表することを前提としていることにご留意ください。

なお、仮に改正法人税法が2020年3月31日までに成立した場合には、成立後、2020年3月31日までに実務対応報告を公表することを想定しています。

■ 範囲（本公開草案第2項）

本公開草案は、2020年XX月XX日に成立した改正法人税法（本公開草案の公表時点では第201回通常国会において審議中）の成立日の属する事業年度において連結納税制度を適用している企業及び改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業を対象とすることを提案している。

■ 改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）に係る税効果会計の適用に関する取扱い（本公開草案第3項）

本公開草案は、改正法人税法の成立日以後に終了する事業年度の決算（四半期決算を含む。）についてグループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（以下「実務対応報告第5号」という。）及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（以下、実務対応報告第5号と合わせて「実務対応報告第5号等」という。）に関する必要な改廃を当委員会が行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができることを提案している。

質問1

本公開草案では、実務対応報告第5号等に関する必要な改廃を当委員会が行うまでの間は、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、特例的な取扱いを定めることを提案しています。具体的には、税効果適用指針第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができることとしています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ **適用時期（本公開草案第5項）**

本公開草案は、公表日以後適用することを提案している。

質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以 上

【参考】令和2年度税制改正の大綱におけるグループ通算制度の記載（抜粋）

以下は、令和2年度税制改正の大綱に示されたグループ通算制度に関する記載のうち、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたって関連があると考えられる項目を抜粋したものである。

令和2年度税制改正の大綱の本文における記載

3 連結納税制度の見直し

(国 税)

連結納税制度を見直し、次のグループ通算制度へ移行する。

(略)

(2) 所得金額及び法人税額の計算

① 損益通算

イ 欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）を所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入する。この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する。

ロ グループ通算制度の適用法人又は通算グループ内の他の法人の所得の金額又は欠損金額が期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された所得の金額又は欠損金額を上記イの所得の金額又は欠損金額とみなして上記イの損金算入又は益金算入の計算をする。

② 欠損金の通算

イ 欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。

ロ 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額を当期の所得の金額又は過年度の欠損金額とみなす。

ハ グループ通算制度の適用法人の当期の所得の金額又は過年度の欠損金額が期限内申告書に記載された当期の所得の金額又は過年度の欠損金額と異なる場合には、欠損金額及び中小法人等以外の控除限度額（欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%相当額をいう。）で期限内申告において通算グループ内の他の法人との間で授受した金額を固定する調整をした上で、その適用法人のみで欠損金の繰越控除額を再計算する。

(略)

(4) 各個別制度の取扱い

受取配当等の益金不算入等の個別制度については、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担、制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案し、適切な仕組みとする。

(略)

(7) グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し

- ① 受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。
- イ 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする。）とする。
 - ロ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、100%グループ内（現行：連結グループ内）の法人全体の保有株式数等により行う。
- ② 寄附金の損金不算入制度について、損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額を、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
- ③ 貸倒引当金について、100%グループ内（現行：連結グループ内）の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する。
- ④ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、100%グループ内（現行：連結グループ内）の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。
- (8) 適用関係
- グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- また、連結納税制度からの移行に関する経過措置等を講ずる。
- (略)